

## 西宮市健康相談事業実施要綱

### (目的)

第1条 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

### (対象者)

第2条 対象は、西宮市民とする。

### (実施会場)

第3条 中央・北口・鳴尾・塩瀬・山口保健福祉センター、公民館等で実施する。

### (実施方法)

第4条 医師、歯科医師、保健師、栄養士等による健康に関する指導及び助言を行う。  
また、必要に応じ身体測定、尿検査、血圧測定、体脂肪測定等を実施する。

### (相談担当及び従事者)

第5条 保健師、栄養士、看護師、医師、歯科医師、事務員等とする。

### (相談費用)

第6条 無料とする。

### (相談の事後措置)

第7条 相談の結果、事後フォローが必要なものについては保健師・栄養士が行う。  
その後、医療機関など関係機関との連携に努めるものとする。

### (広報)

第8条 西宮市政ニュース、ホームページ等、各種広報媒体を活用して行う。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

### 付則

この要綱は平成3年4月1日から実施する。

この要綱は平成13年4月1日から改正して実施する。

この要綱は平成15年4月1日から改正して実施する。

この要綱は平成17年4月1日から改正して実施する。

この要綱は平成19年4月1日から改正して実施する。

この要綱は平成22年4月1日から改正して実施する。

この要綱は平成23年4月1日から改正して実施する。